

徳島県告示第五百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を徳島県キャッシュレス決済端末導入業務に係る収納金の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社寺岡精工	東京都大田区久が原五―一三―二二	令和七年八月二十六日
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目二番地	同
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋四丁目五―一五	同